



2026年5月20日

各 位

会社名 スルガ銀行 株式会社
代表者名 取締役社長 加藤 広亮
(コード番号 8358 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員
総合企画本部長 佐藤 富士夫
(TEL 055-987-8675)

創業家ファミリー企業問題に係る 差戻審判決に対する控訴の提起に関するお知らせ

2026年3月13日付け「当社が提起していた創業家ファミリー企業問題に関する損害賠償請求訴訟の差戻審判決に関するお知らせ」にて開示いたしました判決について、本日、東京高等裁判所より控訴状を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 控訴が提起された年月日及び裁判所

- (1) 控訴が提起された年月日：2026年3月25日
- (2) 控訴が提起された裁判所：東京高等裁判所

2 経緯

(1) 損害賠償請求訴訟の提起から控訴審判決までの経緯

当社は、創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題について、旧取締役4名（その相続人に対するものもあります。）に対し、損害賠償請求訴訟を提起いたしましたが、2024年4月25日に静岡地方裁判所より、当社の請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されました。

これに対して、当社は、静岡地方裁判所の判決の全部を不服として、東京高等裁判所に控訴を提起いたしました。2025年3月27日に東京高等裁判所より、原判決を取り消し、事件を静岡地方裁判所に差し戻す旨の控訴審判決が言い渡されました。

(2) 差戻審判決の概要

上記経緯を経て静岡地方裁判所に差戻審が係属し、2026年3月13日に静岡地方裁判所より、旧取締役4名について取締役としての任務違反を認め、以下のとおり、当社請求金額の全額の支払を認容する旨の判決が言い渡されました。

旧取締役の氏名	認容額
故岡野喜之助（相続人ら）	3,600,000,000円
岡野光喜	4,762,008,000円
故白井稔彦（相続人）	4,762,008,000円
望月和也	4,762,008,000円

(注) 各責任原因別に責任が認められた複数の旧取締役の債務は、連帯債務になりますので、当社が各旧取締役から支払を受けることができる金額の合計は、上記認容額の合計ではなく、4,762,008,000円になります。

(3) 差戻審判決に対する控訴の概要

上記(2)の差戻審判決に対して、旧取締役（その相続人を含みます。）全員から第一審判決を不服として、東京高等裁判所に控訴が提起されました。

【控訴を提起した者の概要】

(1) 氏名：岡野 光喜

住所：東京都港区

(2) 氏名：故岡野 喜之助 相続人 岡野けい子

同 岡野 晃子

同 岡野 妙子

同 岡野 治子

住所：東京都港区

(3) 氏名：故白井 稔彦 訴訟承継人 白井 玲子

住所：静岡県三島市

(4) 氏名：望月 和也

住所：神奈川県小田原市

3 今後の対応等（見通し）

当社は、控訴審においても、当社の主張について公正かつ妥当な判断が示されるよう、引き続き適切に対応してまいります。

なお、控訴の提起が今期業績に与える影響は軽微です。

4 その他

別訴のシェアハウスに係る融資問題に関する旧取締役等に対する損害賠償請求訴訟につきましては、旧取締役等からの控訴により東京高等裁判所に事件が係属しております。この件についても、今後、開示すべき事項が発生したときは、速やかにお知らせいたします。

以上